

「3 個人番号

4 ^{フリガナ}住所 郵便番号（ — ）

に改め、同様式の備考を次のよう

5 電話番号

6 介護支援専門員実務研修の修了年月日 」

に改める。

備考

- 1 個人番号カード（マイナンバーカード）の表裏の写し又は個人番号の記載がある住民票の写し及び本人確認書類（運転免許証の写し等）のいずれかを添付すること。
- 2 住民票の写し及び介護支援専門員実務研修修了証明書の写しを添付すること。ただし、富山県内に住所（住民票に記載された住所）を有する場合は、住民票の写しの添付を要しない。

様式第13号中

「3 ^{フリガナ}住所 郵便番号（ — ）

4 登録番号

を

5 登録をしている都道府県知事

6 移転の理由 」

「3 個人番号

4 ^{フリガナ}住所 郵便番号（ — ）

5 登録番号

に改め、同様式の備考を次のよう

6 登録をしている都道府県知事

7 移転の理由 _____」

に改める。

備考

- 1 個人番号カード（マイナンバーカード）の表裏の写し又は個人番号の記載がある住民票の写し及び本人確認書類（運転免許証の写し等）のいずれかを添付すること。
- 2 住民票の写しを添付すること。ただし、富山県内に住所（住民票に記載された住所）を有する場合は、この限りでない。

様式第14号中

「3 ^{フリガナ}氏名（変更前）

（変更後）

を

4 ^{フリガナ}住所（変更前） 郵便番号（ — ）

（変更後） 郵便番号（ — ）」

「（以下の事項は変更があった事項のみを記載してください。）

3 個人番号（変更前）

（変更後）

4 ^{フリガナ}氏名（変更前）

に改め、同様式

（変更後）

5 ^{フリガナ}住所（変更前） 郵便番号（ — ）

(変更後) 郵便番号 (-) 」

の備考の2を同様式の備考の3とし、同様式の備考の1を同様式の備考の2とし、同様式に備考の1として次のように加える。

- 1 個人番号の変更の場合は、個人番号カード（マイナンバーカード）の表裏の写し又は個人番号の記載がある住民票の写し及び本人確認書類（運転免許証の写し等）のいずれかを添付すること。

様式第17号中

「3 登録番号

4 電話番号

5 法第69条の2第1項の登録を受けた日から5年を経過しているか否かの別」
を

「3 個人番号

4 登録番号

5 電話番号

6 法第69条の2第1項の登録を受けた日から5年を経過しているか否かの別」に改め、同様式の備考の4を同様式の備考の5とし、同様式の備考の3中「上半身」を「上三分身」に改め、同様式の備考の3を同様式の備考の4とし、同様式の備考の2を同様式の備考の3とし、同様式の備考の1を同様式の備考の2とし、同様式に備考の1として次のように加える。

- 1 個人番号カード（マイナンバーカード）の表裏の写し又は個人番号の記載がある住民票の写し及び本人確認書類（運転免許証の写し等）のいずれかを添付すること。

様式第18号の備考の1中「上半身」を「上三分身」に改める。

様式第19号中

「3 ^{フリガナ}氏名（変更前） 「3 個人番号

（変更後）」を 4 ^{フリガナ}氏名（変更前） に改め、同様式の備考の2を同

（変更後）」

様式の備考の3とし、同様式の備考の1中「上半身」を「上三分身」に改め、同様式の備考の1を同様式の備考の2とし、同様式に備考の1として次のように加える。

- 1 個人番号カード（マイナンバーカード）の表裏の写し又は個人番号の記載がある住民票の写し及び本人確認書類（運転免許証の写し等）のいずれかを添付すること。

様式第20号中

「3 登録番号 「3 個人番号

4 再交付申請の事由」を 4 登録番号 に改め、同様式の備考の4

5 再交付申請の事由」

を同様式の備考の5とし、同様式の備考の3中「上半身」を「上三分身」に改め、同様式の備考の3を同様式の備考の4とし、同様式の備考の2を同様式の備考の3とし、同様式の備考の1を同様式の備考の2とし、同様式に備考の1として次のように加える。

- 1 個人番号カード（マイナンバーカード）の表裏の写し又は個人番号の記載がある住民票の写し及び本人確認書類（運転免許証の写し等）のいずれかを添付すること。

様式第21号中

「3 登録番号 「3 個人番号

4 電話番号」を 4 登録番号 に改め、同様式の備考の3を同様式の備考の

-
- (1) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、富山県の区域内のみに組織を有し、かつ、富山県労働委員会により法第2条及び第5条第2項の規定に適合することが立証された労働組合であること。
 - (2) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、富山県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱う使用者団体であること。

2 被推薦者資格

法第19条の12第6項において準用する法第19条の4第1項の欠格条項に該当しない者であること。

3 推薦手続

推薦書（別記様式）を提出すること。

なお、労働組合にあっては、政令第21条第3項に規定する法の規定に適合する旨の証明書を添付すること。

4 推薦期間

令和7年1月31日から同年3月2日まで

5 推薦書類の提出先

富山市新総曲輪1番7号

富山県商工労働部労働政策課

別記様式

(労働者委員候補者の推薦の場合)

					年 月 日
富山県知事		殿			
				所在地	
				労働組合名	
				代表者名	
富山県労働委員会委員候補者の推薦について					
労働組合法施行令第21条第1項の規定により、富山県労働委員会の労働者を代表する委員候補者として、次の者を推薦します。					
氏名	生年月日	住所	所属労働組合の名称及び地位	所属会社・工場の名称及び地位	経歴

公 告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年1月31日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター宮野店 富山市婦中町十五丁506 外3筆、宮野ショッピングセンター 富山市婦中町新屋516番 外4筆

2 店舗を設置する者 株式会社コメリ、アルビス株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎 新潟県新潟市南区清水4501番地1

株式会社オレンジマート 代表取締役 木村 宏 富山県富山市婦中町速星1070番地の1

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲 石川県白山市松本町2512番地

株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 禎史 兵庫県姫路市飾東町庄266番地1

(変更後) 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎 新潟県新潟市南区清水4501番地1

アルビス株式会社 代表取締役 池田 和男 富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社コメリ 午前9時及び午後9時

アルビス株式会社 午前9時及び午後9時

(変更後) 株式会社コメリ 午前7時及び午後9時

アルビス株式会社 午前9時及び午後9時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場1 午前8時30分から午後9時30分

駐車場2 午前8時30分から午後9時30分

(変更後) 駐車場1 午前6時30分から午後9時30分

駐車場2 午前6時30分から午後9時30分

4 変更の日 令和6年12月7日 ほか

5 変更の理由 株式会社コメリにおける業態の変更に伴い開店時刻を繰り上げ、
来客者の利便性を高めるため

6 届出の日 令和6年12月6日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和7年1月31日から令和7年6月2日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

